

第4回多文化共生の推進に関する研究会

文化庁における日本語教育施策について

文化庁国語課

日本語教育専門官 津田 保行



現状

【データ】

- 在留外国人数
平成2年約108万人→令和元年約283万人(令和元年6月現在)
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→平成30年約26万人(平成30年11月現在)
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人(平成29年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和2年803機関(令和2年2月現在)

「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**(施策番号80)
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**(施策番号81)
- ③「**ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)**」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**(施策番号85)
- ④**日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討**(施策番号86)

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(令和元年6月28日)

日本語教育施策 新たなフェーズ

総合的対応策の
早期実行・展開

推進法

全国的な環境
整備

人材確保
質の向上

先進的事例の蓄積

空白地域支援 国の基本方針策定・
地方公共団体へ基本的
な方針のモデル提示

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

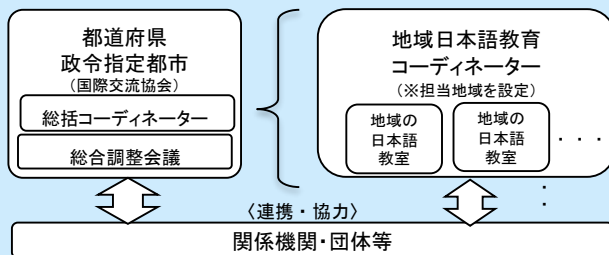
① 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進(施策番号80)

令和2年度予算額(案) 497百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



(地域の日本語教室の例)



② 日本語教室空白地域解消の推進等(施策番号81)

令和2年度予算額(案) 147百万円
(前年度予算額 140百万円)

- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。
→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、R2に4言語(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)、R3に4言語(タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語)を開発予定
(外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等(施策番号80)

令和2年度予算額(案) 90百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

(2) 日本語教育の質の向上等

① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用(施策番号86)

令和2年度予算額(案) 198百万円(前年度予算額 63百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外

日本語教師(中堅)

日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター、主任教員

学習支援者(いわゆるボランティア)

- 日本語教師の資質・能力を証明する資格制度のための調査研究
→審議会で検討中の日本語教育の資格(更新講習等)に関する調査研究を行う。

② 日本語教育のための基盤的取組の充実(施策番号87)

令和2年度予算額(案) 6百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

③ 日本語教育に関する調査及び研究(施策番号85)

令和2年度予算額(案) 17百万円(前年度予算額 8百万円)

- 日本語教育の標準等に関する調査研究
→日本語教育の標準の一次報告案(令和元年度末とりまとめ予定)と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

【目的】新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、**在留外国人の更なる増加**が見込まれる。外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられようになり、外国人を日本社会の一員として受け入れていくため、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、**地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進**し、もって、「生活者としての外国人」の**日本語学習機会を確保し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す**

【補助事業者】 ①都道府県、②政令指定都市、③総務省認定の地域国際化協会、④左記③に準ずる団体 【補助率】2分の1（予算の範囲内）

プログラムA

(1) 地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

(2) 地域日本語教育の総合的な推進計画の策定

上記実態調査の結果を踏まえ、地域の日本語教育実施の具体的な推進計画を策定



(地域の日本語教室の実施例)

プログラムB

(1) 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくりの推進

- ・総括コーディネーターの配置（域内全体の計画策定や関係機関・団体との連絡調整、各地域への指導助言等）
- ・総合調整会議の設置（関係団体や有識者が構成員。地域や外国人の実態を踏まえた日本語教育推進施策の協議）
- ・地域日本語教育コーディネーターの配置
- ・地域の日本語教育人材（日本語教師、日本語学習支援者等）の育成

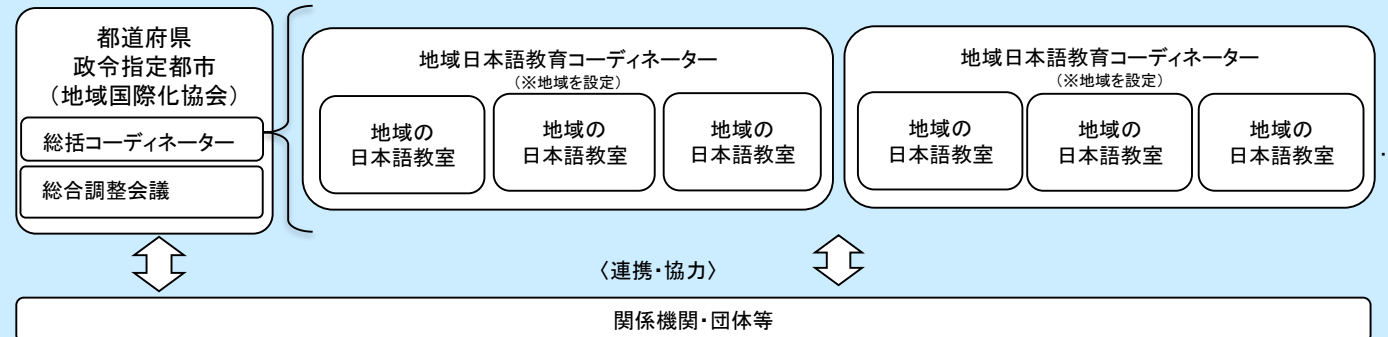
(2) 地域日本語教育の実施

市町村、地域国際化協会、企業、大学、日本語学校、NPO、夜間中学等の関係機関と連携して実施する日本語教育

(3) 地域との交流を通じて日本の習慣や生活を理解するための取組

(地域行事への参加等)

(4) 地域日本語教育の重要性を周知する広報活動（住民向けセミナー等）等



地域日本語教育の意義

地域日本語教育は、外国人が日本語能力を向上する場のみならず、①外国人が地域とつながり、地域活動に参加するきっかけとなる場、②地域住民（外国人・日本人）同士が共にコミュニケーションの仕方や、お互いの文化・習慣を学び合い、相互理解の場となるなど、多面的な機能を持つ
→地域日本語教育は、すべての人が暮らしやすい社会の形成、多文化共生や地域の活性化の推進に寄与する機能も有する

地域日本語教育の総合的な体制づくり事業 の支援メニュー

プログラムA

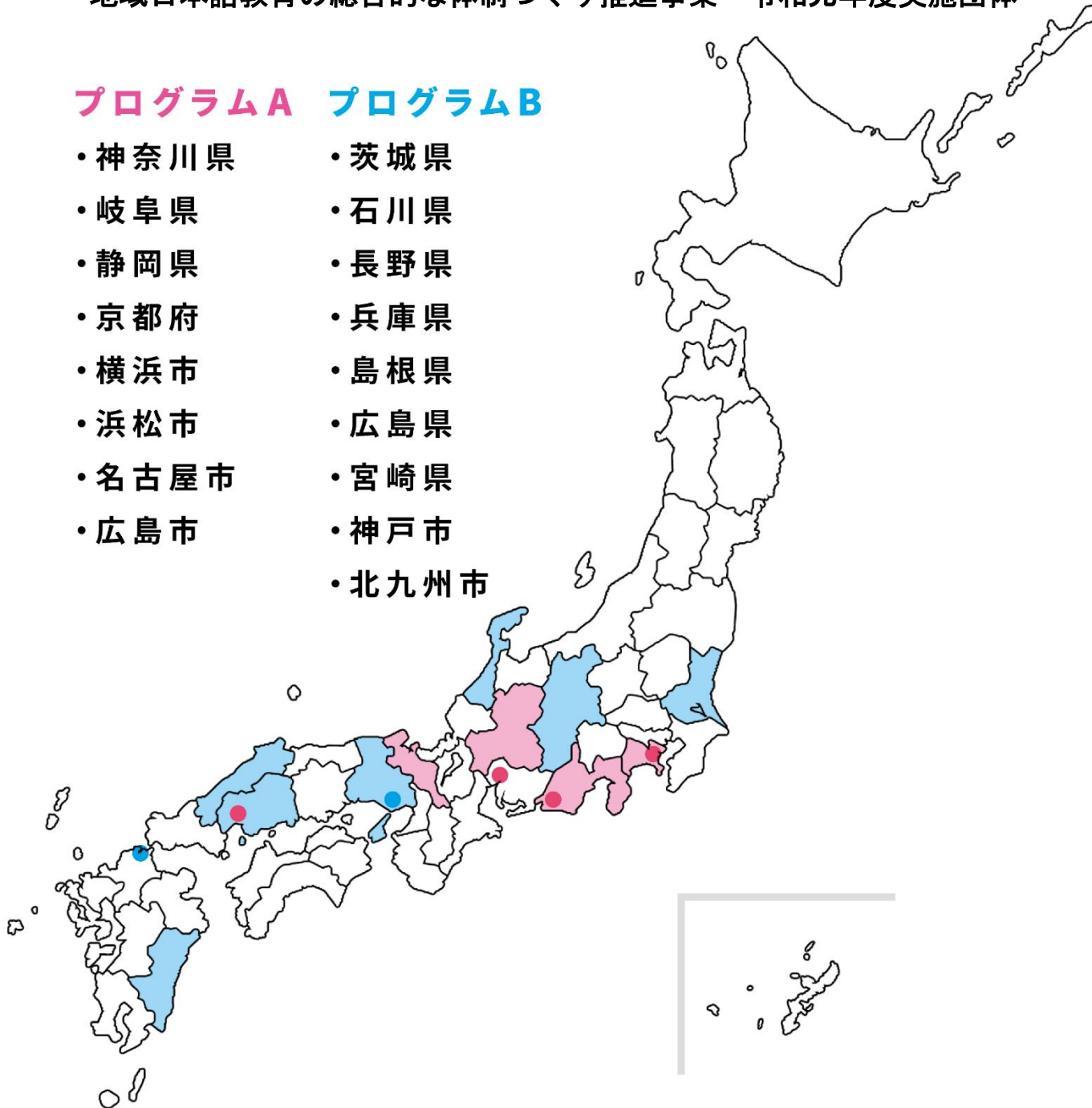
- ① 有識者会議の設置
- ② 地域の実態調査
- ③ 地域日本語教育総合的な推進計画策定又は改定
- ④ 調査結果・推進計画の説明会
- ⑤ 調査・推進計画策定コーディネーターの配置
- ⑥ その他関連する項目

プログラムB

- ① 総合調整会議の設置
- ② 総括コーディネーターの配置
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの配置
- ④ 域内の連携の取組
- ⑤ 日本語教育人材に対する研修
- ⑥ 地域における日本語教育の在り方検討
- ⑦ 地域日本語教育の実施
- ⑧ 地域日本語教育の効果を高めるための取組
- ⑨ 地域日本語教育に付随して行われる取組
- ⑩ 日本語教育に関する広報活動
- ⑪ ICTを活用した教育・支援
- ⑫ 教材作成
- ⑬ 成果の普及
- ⑭ その他関連する項目

プログラムA **プログラムB**

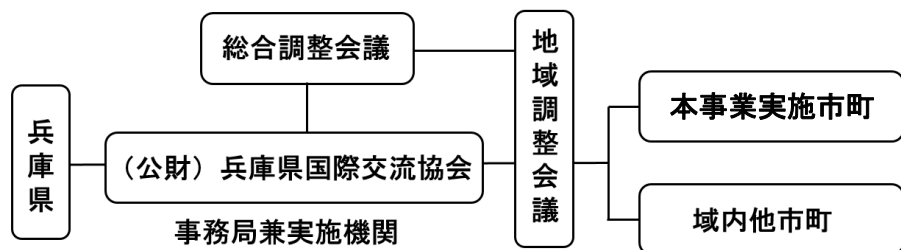
- 神奈川県
- 岐阜県
- 静岡県
- 京都府
- 横浜市
- 浜松市
- 名古屋市
- 広島市
- 茨城県
- 石川県
- 長野県
- 兵庫県
- 島根県
- 広島県
- 宮崎県
- 神戸市
- 北九州市



事例1：兵庫県

(1) 実施体制

- ① 総括コーディネーター(2名)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター
(2名:丹波地域・北播磨地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



※令和元年度
丹波地域・北播磨地域の実施(①②)

(2) 事業内容

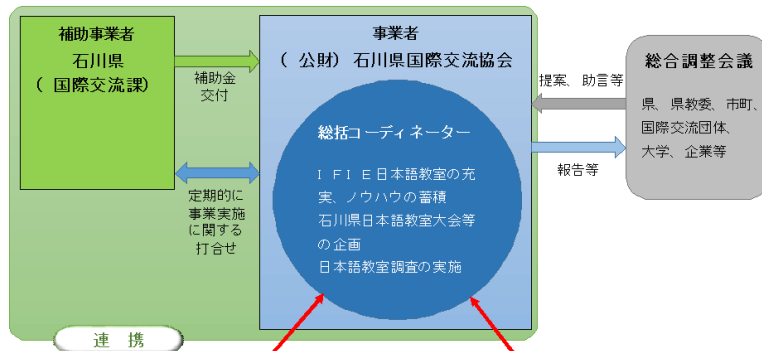
- ① 日本語教師による日本語教室の開設
- ② 上記教室と既存教室との連携
- ③ 教材等の改良・開発・共有
- ④ 日本語教育におけるICTの活用
- ⑤ 日本語教育人材の育成
 - ・地域日本語教育コーディネーター研修
 - ・「生活者としての外国人」に対する日本語教師対象研修
 - ・日本語学習支援者対象研修
- ⑥ シンポジウム開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催



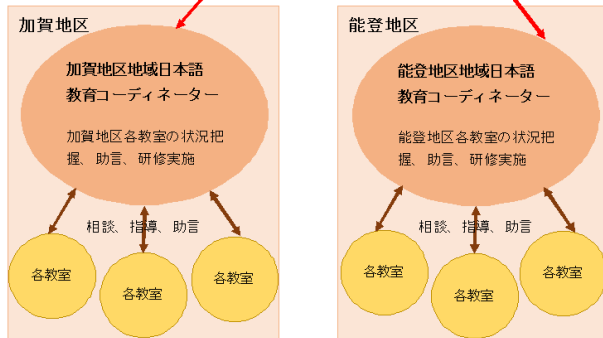
事例2: 石川県

(1) 実施体制

- ① 総括コーディネーター(1名: 金沢地域)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター(2名: 加賀地域・能登地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



定期的な情報交換し、協力して事業実施



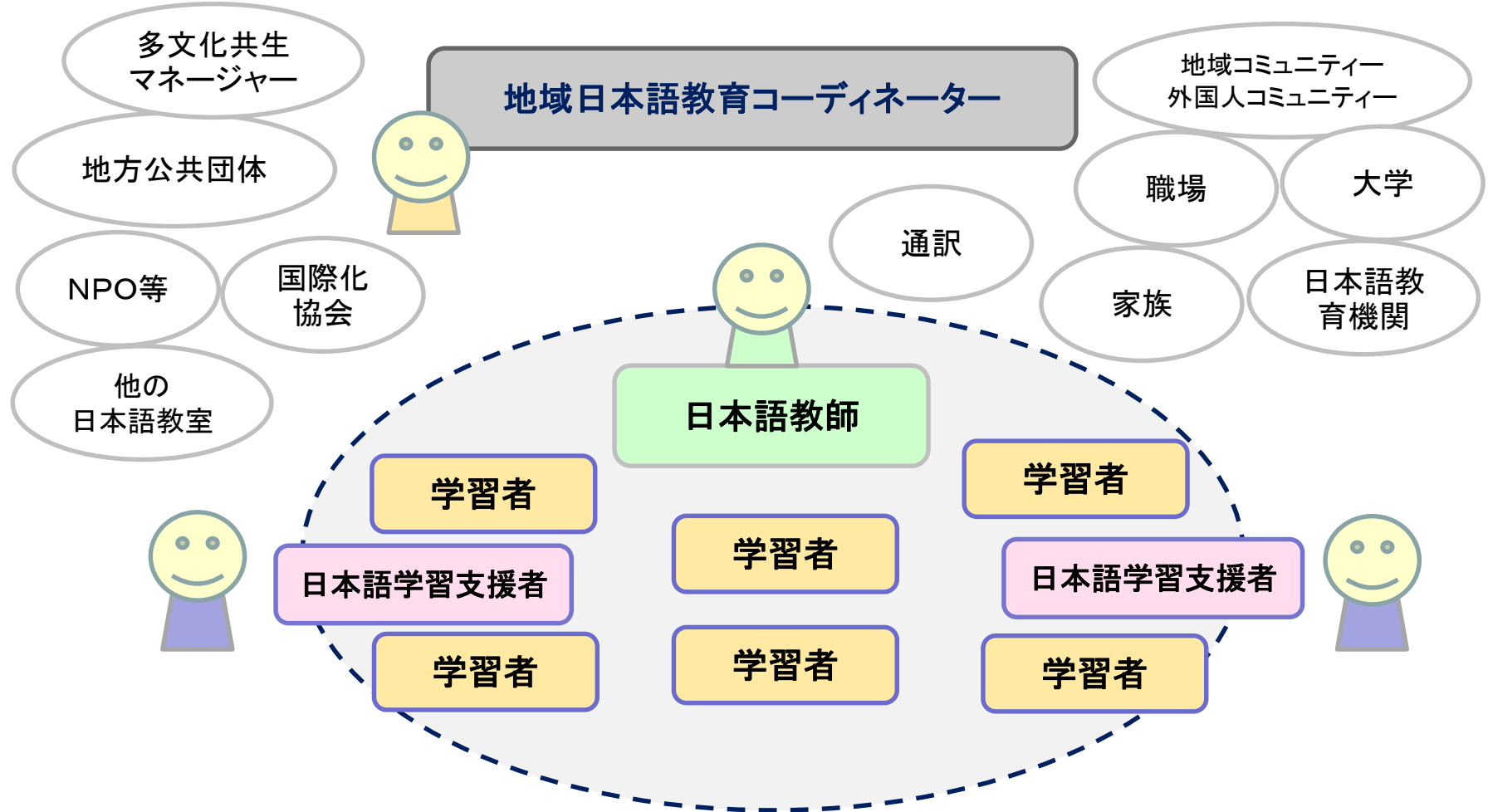
(2) 事業内容

- ① 日本語教室の訪問・聞き取り(全地域)
- ② 子ども向け日本語教室開始(金沢地域)
- ③ 地域日本語教育教室関係者の会議実施
- ④ 既存の日本語教室のカリキュラム見直し
- ⑤ 日本語教育サポーター養成講座開催
- ⑥ 「石川県日本語教育大会」開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

出典:「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月,文化審議会国語分科会)



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

地域住民が日本語学習支援者として日本語教室の活動に参加することは、日本語教育に関わることを通じて、多様な言語・文化に対する理解が深まることにつながる

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(前年度予算額 140百万円)
令和2年度予算額(案) 147百万円

趣旨

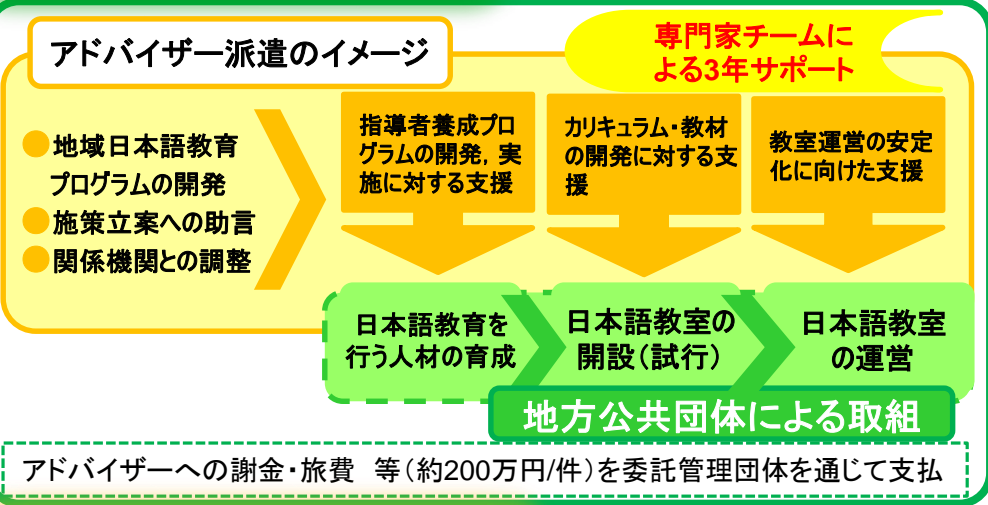
日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定) ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月18日関係閣僚会議決定) ●経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ●成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)

事業概要

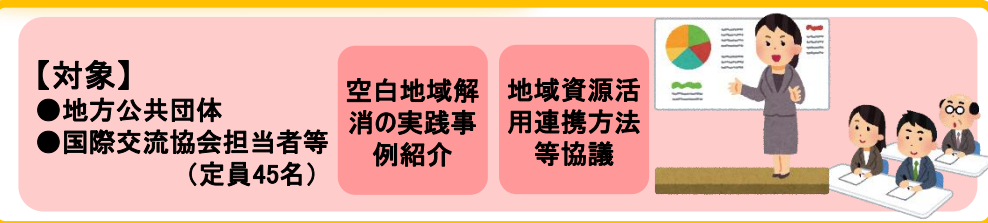
地域日本語教育 スタートアッププログラム

(前年度予算額 36.7百万円)
令和2年度予算額(案) 36.7百万円
《令和元年度採択実績》
・件数: 19件・対象: 地方公共団体等



空白地域解消推進協議会

(前年度予算額 2.7百万円)
令和2年度予算額(案) 2.7百万円



日本語学習教材の開発・活用

(前年度予算額 100.6百万円)
令和2年度予算額(案) 107.2百万円



期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される, もしくは日本語学習することにより, 日本語を習得する
- 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える
- 地域住民が活躍, 外国人の受入れが円滑になる
- 地域が活性化する 10

インターネット等を活用した 日本語学習教材 (ICT教材)

概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語教室に通えない外国人が独学で生活に必要な日本語能力を習得できる日本語学習コンテンツを開発、公開

内容

生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等

対応言語

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語開発、ICT教材の活用方法等のセミナー開催

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に合わせ、全14言語を目標に開発予定

4月中旬
ウェブで公開予定

レベル1
テーマ2. 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするときに使う日本語を学んでみましょう。
商品のあり場を確認するときや値段について聞くとき、支払いをするときの表現を学ぶことができます。

このテーマのキーワード
手紙、お酒、ふくら、パック、ポイントカード

2-1. OOはどこですか。
目で正しい商品の場所を確認することになります。

にほんご ✓ | Roma J ✓ | 英語版 ✓

にほんご	Roma J	英語版
お：すみません。牛乳はどこですか？	oyaku: Sumimasen. Gyuunyuu doko desu ka?	Customer: Excuse me, Where is the milk?
店員：やあ、こちらです。	ten'in: Gyaaijiraushi ya	Clerk: It's right here.
店員：こちらです。	ten'in: Kochira desu.	Clerk: It's here.